七ヶ浜町災害廃棄物処理計画

令和7年3月 宮城県七ヶ浜町

目次

第	1	章	基本	的	事	項																	 		 	 		 	 	. 3
	1	計	画第	定	\mathcal{O}	趣	冒															 	 		 	 		 	 	. 3
	2	計	画の	位	置	付	け															 	 		 	 		 	 	. 4
	3	対	象と	す	る	災	害															 	 		 	 		 	 	. 5
	4	対	象と	す	る	災	害	廃	棄	物												 	 		 	 		 	 	10
	5	災	害廃	棄	物	処	理	に	係	る	基	本	方	針								 	 		 	 		 	 	11
	6		害廃																											
	7	災	害廃	棄	物	の	処	理	主	体												 	 		 	 		 	 	13
	8	各	主体	(D)	役	割																 	 		 	 		 	 	14
第	2	章	災害	F 廃	棄	物	処	理	体	制													 		 	 		 	 	15
	1	組	織体	制	•	指	揮	命	令	系	統	0)	整	備								 	 		 	 		 	 	15
	2		害時																											
	3	_	般原	棄	物	処	理	施	設	0)	体	制											 		 	 		 	 	20
	4	協	力、	支	援	体	制	0)	構	築												 	 		 	 		 	 	23
第	3	章	被災	き者	の	生	活	1=	伴	う	廃	棄	物	115	係	る	事	項					 		 	 		 	 	26
	1	生	活こ	゛み	,	避	難	所	_"	み	0)	処	理									 	 		 	 		 	 	26
	2	L	尿の																											
第	4	章	災害	引に	ょ	っ	τ	発	生	す	る	廃	棄	物	11	係	る	事	項	į.			 		 	 		 	 	28
	1	処	理ス	、ケ	ジ	ユ	_	ル														 	 		 	 		 	 	28
	2	災	害廃	棄	物	処	理	0)	流	れ													 		 	 		 	 	30
	3	災	害廃	棄	物	発	生	量	0	推	計											 	 		 	 		 		33
	4	収	集通	重搬																			 		 	 		 	 	34
	5	仮	置場	<u>.</u>																		 	 		 	 		 	 	35
	6	災	害廃	棄	物	処	理	実	行	計	画												 		 	 		 	 	37
	7	廃	棄物	7処	理																		 		 	 		 	 	38
	8	環	境太	策																			 		 	 		 	 	40
	9	家	屋解	存体																		 	 		 	 		 		41
	1	0	思し	出	\mathcal{O}	品																 	 		 	 		 		42
	1	1	住瓦	以対	応																	 	 		 	 		 	 	43
	1	2	国庫	植	助	制	度	0)	活	用													 		 	 		 	 	44
第	5	章	計画	回の	推	進	等																 		 	 		 	 	45
	1	人	材育	「成	•	訓	練															 	 		 	 		 	 	45
	2	計	画の) 見	直	L																 	 		 	 		 	 	45
参	考	資料		፟≨種																										
	参	考 1	発	经	後	0	災	害	廃	棄	物	0)	発	生.	量	0	推	計				 	 		 	 		 	 	46
	参	考 2		置																										
	参	考 3		棄																										
	_	考 4		经																										
	-	考 5		炎																										
	参	考 6	発	经	後	0)	仮	設	\vdash	1	V	等	0	必	要	基	数	0	推	計	-		 		 	 		 	 	48

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、自然災害による被害が全国各地で発生しており、七ヶ浜町でも、東日本大震災や令和元年東日本台風等により大きな被害を受けた。災害時には、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、円滑かつ迅速に災害廃棄物対策を講じることが極めて重要であり、過去の災害における教訓を踏まえ、平時から災害に備えることが必要である。

環境省では、地方自治体の災害廃棄物対策を促進するため、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」(以下、「国指針」とする。)を策定しており、宮城県では平成29年8月(令和7年3月改定)に「宮城県災害廃棄物処理計画」(以下、「県計画」とする。)を策定した。また、平成27年8月には災害廃棄物処理に関する経験や教訓に基づき廃棄物処理法が改正されたことを受け、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、市町村が災害廃棄物処理計画を策定することが明記された。

七ヶ浜町災害廃棄物処理計画は、自らが被災することを想定し、国指針や県計画を踏まえて、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するために必要な事項をとりまとめたものである。

2 計画の位置付け

本計画は、七ヶ浜町一般廃棄物処理計画、七ヶ浜町地域防災計画と整合を図り、国指 針、県計画を踏まえて、災害廃棄物対策の基本的方向性を示すものである。

なお、発災後には、個別の災害状況に応じ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理方法等の具体的事項を定めた災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。)を策定するものとする。

また、大規模災害や複合的な災害の発生時には、柔軟な対応が必要とされることから、本計画を基本としつつ、様々な災害の状況を踏まえて、現実的かつ着実な災害廃棄物対策を進めていくこととする。

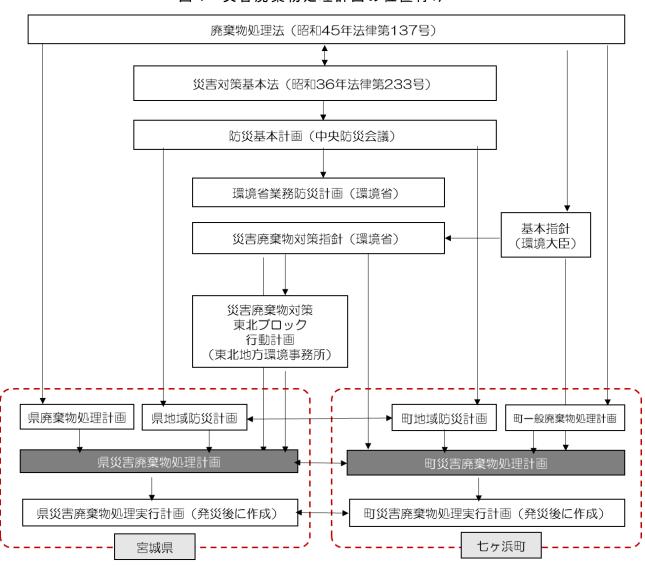


図1 災害廃棄物処理計画の位置付け

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)を基に作成

3 対象とする災害

(1)対象とする災害の種類・規模

本計画で対象とする災害は、地震、風水害及びその他の自然災害であって、通常災害から大規模災害までとする。

表1 災害の種類

対象とする災害の種類	概要
	大規模地震対策措置法第2条第1号の定義のと
地震災害	おり、地震動に直接に生ずる被害及びこれに伴い
地長火舌	発生する津波、火災、爆発その他異常な現象によ
	り生ずる被害
	大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生
水害	ずる洪 水、 浸水、冠水、土石流、斜面崩壊、地
	すべりなどの被 害

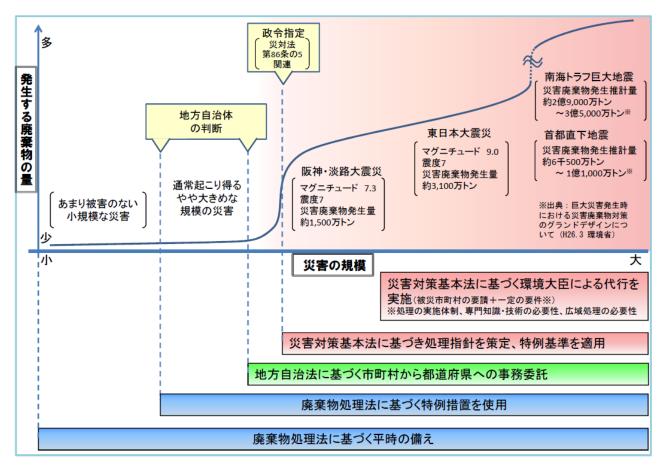
出典:宮城県災害廃棄物処理計画(平成29年8月)

表 2 災害の規模

災害の区分	概要
通常災害	・比較的高い頻度で起こり得る規模の災害
非常災害	・災害による被害が予防又は防止し難い程度に大きく、発災前での 廃棄物処理体制では対処できない規模の災害 ・発生した災害が非常災害に該当するかは市町村長の判断による
大規模災害	・生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような 著しく異常かつ激甚な非常災害であり、非常災害の中でも災害対 策基本法第86条の5の規定による特例基準の適用や環境大臣 による処理の代行が想定されるもの

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)に加筆

図2 対象とする災害



出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)に加筆

(2) 災害の具体的想定

(i) 地震災害の被害想定

当町は、東日本大震災により甚大な被害を受けている。東日本大震災以降は、最新の耐震基準で建設された建物が増加し、また、海岸堤防は東日本大震災以前の堤防高よりも高くなっていることから、今後、東日本大震災クラスの地震が発生しても被害は少なくなることも考えられるが、それを数値化することは、現時点で困難である。よって、本計画では、東日本大震災と同規模の被害を想定する。

なお、東日本大震災の災害廃棄物 (津波堆積物を除く) の発生量は, 当町で発生する一般廃棄物のおよそ30年分に相当する。

表 3 東日本大震災の被害状況

全壊家屋	半壊家屋	避難者数
6 7 4 棟	6 5 0 棟	6 1 4 3 人

※半壊家屋には床上浸水家屋を含む。

表 4 東日本大震災の災害廃棄物等発生量実績 (七ヶ浜町)

	マウラ サイン ストル・ファック アウス サイン ストック ストック ストック ストック ストック ストック ストック ストック	T					
災	害廃棄物等の種類	発生量(t)					
災害廃棄物	コンクリートがら	107,887					
	混合廃棄物	70,685					
	不燃物	8,508					
	廃木材	8, 217					
	鉄類	4,218					
	漁網	709					
	自動車	581					
	石膏ボード	372					
	タイヤ	367					
	土砂等	285					
	廃船類 (FRP)	181					
	廃家電・ガスボンベ・消火器	78					
	災害廃棄物計	201, 998					
津波堆積物	事波堆積物						
災害廃棄物等計	t	532, 804					

表 5 東日本大震災の災害廃棄物等発生量実績(組合ブロック全体)

	災害廃棄物等(災害廃棄物等(t)							
		災害廃棄物	津波堆積物						
多賀城市	350, 349	248, 274	102,075						
七ヶ浜町	532,804	201, 998	330, 806						
利府町	17, 226	17, 226	0						
松島町	55,005	51, 229	3,776						
計	955, 384	518, 727	436, 657						

※組合=宮城東部衛生処理組合

表 6 災害廃棄物の種類発生量推計(組合ブロック全体)

角柱材	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属くず	その他	計
20,749	82, 996	155, 618	223, 053	15, 562	20,749	518, 727

※ ブロック全体の災害廃棄物量(表 5)と参考1(東日本大震災における種類別割合)より推計

表 7 災害廃棄物の種類発生量推計 (七ヶ浜町)

角柱材	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属くず	その他	計
8,080	32, 320	60, 599	86, 859	6,060	8,080	201, 998

※ ブロック全体の災害廃棄物量(表 6)と参考1(東日本大震災における種類別割合)より推計

表 8 宮城県における地震での災害廃棄物発生推計

	東北地方太	平洋沖地震	宮城沖	連動型	スラブ	内地震	長町-利府線断層帯地震			
	廃棄物	推計量	廃棄物	推計量	廃棄物	推計量	廃棄物推計量			
	地震被害 (地震)	地震被害 (津波)	地震被害 (地震)	地震被害 (津波)	地震被害 (地震)	地震被害 (津波)	地震被害 (地震)	地震被害 (津波)		
	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン		
七ヶ浜町	1,891	135, 095	960	287	8,697	1	1, 234	0		
県全体	1,414,000	11,037,000	1,047,000	29,000	2,630,000	1,000	3, 134, 000	0		

※ 宮城県災害廃棄物処理計画(令和7年3月改定)より引用

なお、宮城県災害廃棄物処理計画では、宮城県第5次地震被害想定調査(令和5年11月)に基づき、以下の被害が想定されている。

表 9 宮城県災害廃棄物処理計画における地震被害想定

災害の種類	液物	忧化	揺れ(強振動)		急傾斜	地崩壊	津	波	火災	合	計
火音の性短	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊	半壊
東北地方太平洋沖地震	2	21	7	35	0	0	810	915	1	819	971
宮城県沖地震(連動型)	2	20	2	13	0	0	0	14	0	4	47
スラブ内地震	2	21	27	96	0	0	0	0	37	66	118
長町・利府線断層帯地震	2	17	3	16	0	0	1	_	2	7	34

※ 宮城県災害廃棄物処理計画(令和7年3月改定)より引用

また、東日本大震災と同規模の地震災害が発生した場合の仮置場必要面積と、東日本 大震災時の仮置場面積を以下に示す。

表 10 仮置場必要面積

必要面積推計値	(参考)東日本大震災実績値
1 3 4,000 m ²	8 2,000 m²

※選別スペース割合1、積上げ高さ5mとして参考2により推計

(ii) 水害の被害想定

過去に発生した水害と同程度の被害として、平成18年から令和4年の水害統計調査(国土交通省)において最も被害が大きい平成23年のデータを被害想定棟数とした。

表 11 平成 2 3 年水害統計による被害

床上浸水	床下浸水
2 棟	2 棟

表 12 平成 2 3 年水害統計による被害で想定される災害廃棄物発生量(t)

角柱材	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属くず	その他	計
0.4	1.7	3. 1	4.5	0.3	0.4	10.4

※参考1 (東日本大震災における種類別割合) により推計

4 対象とする災害廃棄物

災害時に発生が想定される廃棄物は表のとおりである。なお、災害廃棄物は、主に、 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の 撤去・解体等に伴い排出される廃棄物に区分される。

表 13 災害廃棄物の種類

	災害廃棄物の 種類			特性 〇:該当 △:該当の場合あり				
区分			概要		減量化	腐敗性	有害危険	処理困難
	可炒	《性混合物	紙・布・プラスチック類、家財等	0	0			
	木く	ず	柱・梁・壁材、水害等による流木等	0	0			
	布団	・畳	被災者家屋から排出され、被害を受け 使用できなくなったもの					
	不悠	*性混合物	ガラス・陶磁器類、家財等					
			コンクリート片、コンクリートブロッ ク、 アスファルトくず等	0				
	瓦							
//	金属くず		鉄骨や鉄筋、アルミ材等					
災害廃棄物(片付けご	廃棄物混じり土砂		細かな廃棄物の混在した堆積土砂等		0		\triangle	
み・解体ごみ)	有領	害性・爆発性・ 険性のある廃	有機溶媒、薬品類、PCB含有機器、ガスボンベ、スプレー缶、消火器、農薬、 感染性廃棄物 等				0	0
	配	石綿含有建材					0	
		石膏ボード					0	
		廃家電製品等	被災により使用できなくなった家電 4品目及び小型家電類	0	0		Δ	
		廃自動車 廃バイク	被害により使用できなくなった自動 車、バイク(廃タイヤを含む)	0	0		Δ	
		腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等の食品		0	0	\triangle	0
		処理困難物	漁網・太陽光パネル等・廃船舶等				\triangle	0
避難所ごみ	避難	単所ごみ	容器包装や段ボール、衣類等の避難所 で発生する生活ごみ	0	0	0		
	し房	そ(仮設トイレ)	避難所や仮置場等の仮設トイレから の汲み取りし尿等		0	0		
し尿・汚泥	し房	艮(汲み取り槽)	被災した汲み取り槽に残存するし尿		0	0		
	浄化	2.槽汚泥	被災した浄化槽に残存する汚泥		0	0		
生活ごみ	生泪	舌ごみ	家庭から排出されるごみ		0			

出典:令和2年度東北地方ブロックにおける大規模災害に備えた地方公共団体による災害廃棄物 処理計画作成支援等業務報告書(令和3年3月 東北地方環境事務所)を基に作成

5 災害廃棄物処理に係る基本方針

本町において、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための方針を以下に示す。

(1)「減災」に向けた対策の推進

- ・ 被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、平時から関係部局が 連携して防災対策を講じる。
- 一部事務組合及び構成市町村と連携し、一般廃棄物処理施設等の関係施設の耐震化 や浸水対策等を推進する。

(2)災害廃棄物処理への事前の備え

- ・ 公衆衛生の確保及び生活環境の保全を図る観点から、仮置場候補地の選定、関係機関との連携体制の確立、初動対応に係る訓練の実施等により、災害時に迅速に初動対応を開始するための体制を整備する。
- ・ 災害廃棄物処理が円滑かつ迅速に進むよう、平時から町内の関係事業者・団体等と、 災害支援協定の締結を含む相互協力関係を構築する。

(3) 災害廃棄物処理の実施

- 住民の健康への配慮や衛生、環境面での安全、安心の確保を最優先とし、可能な限り短期間での処理を目指す。
- ・ 災害廃棄物の処理にあたっては、発生現場や仮置場等での分別及び選別の徹底によ り、廃棄物の再資源化等を最大限推進し、最終処分量の低減を図る。
- 町内での対応が困難と判断される場合には、県や他自治体等に応援を要請し、広域 処理体制を構築することで、迅速な処理を図る。

(4)災害対応力向上のための人材育成等

- 災害廃棄物対策に関する事項についての職員への継続的な教育訓練を通じ、災害廃棄物対策を担う人材の育成を図る。
- ・ 災害が発生した場合には、廃棄物の処理が完了した後に検証を行い記録するととも に、様々な事業を通じて、得られた教訓や職員の経験、スキルの継承を図る。

6 災害廃棄物処理の流れ

災害時廃棄物処理の流れと想定される業務は次のとおりである。



図3 災害廃棄物処理の流れ

出典:災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き(令和3年3月 環境省)

表 14 想定される業務

時期	概要
11.3.793	FM 2
	・災害廃棄物処理計画の策定と見直し
	・災害廃棄物対策に関する支援協定の締結
平時	・人材育成(研修、訓練等)
	・一般廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策
	・仮置場候補地の確保
	・災害廃棄物処理実行計画の策定、災害廃棄物処理に係る進捗管理
	・仮置場の設置、運営、管理
	・災害廃棄物の収集運搬、分別
	・中間処理(破砕、焼却等)、最終処分、再資源化(リサイクルを含む)
災害時	・再資源化物の利用先の確保
	・二次災害(粉じんの飛散、衛生害虫の発生、火災の発生、感染症の発生、
	被災家屋の倒壊、損壊家屋等の解体に伴う石綿の飛散等)の防止
	・散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去、解体
	・住民への広報、住民対応等

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)

7 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、本町が主体となって以下により処理を行う。 なお、本町が主体となって処理する廃棄物について表のとおり整理するが、災害規模 等により必要がある場合には、関係機関と調整の上で柔軟に対応する。

- ・ 地域に存在する資機材及び人材並びに廃棄物処理施設を最大限活用し、自区域内に おける処理に努める。
- ・ 自区域内処理にあたっては、町が主体となって、事前に協定を締結している民間事業者団体及び町内の廃棄物関係事業者や関係団体等と連携する。
- ・ 被害状況等から本町単独での処理が困難と判断された場合には、県や他市町村、関係機関等に支援要請を行い、迅速な処理に努める。

表 15 本町が処理する廃棄物の整理

災害廃棄物

本町が主体となり処理を行う。なお、本町が主体となって処理する範囲は、原則として、各家庭及び中小企業基本法第2条に規定される中小企業から排出されたものとする。

災害廃棄物のうち大企業から排出されるもの

中小企業基本法第2条に規定する中小企業以外の企業から排出されたもの(以下、大企業とする。)は、原則として事業者において処理するものとする。

損壊家屋等

損壊家屋等の撤去及び解体は原則として所有者が行う。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、町が撤去及び解体を行う場合がある。なお、公共施設や大企業の建物の撤去及び解体は各管理者の責任で行うものとする。

道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、火山噴出物

原則として各管理者が復旧事業の中で処理するものとする。ただし、これらが民地等に堆積し損壊家屋等と混在している場合等、生活環境保全上の支障が認められると町が判断したものについては、関係機関と調整の上、町が主体となって処理する場合がある。

災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等

被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等は、原則として 事業者の責任で処理するものとする。

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月)を基に作成

8 各主体の役割

災害廃棄物処理の主体は町であるが、災害発生時には、町民、事業者及び関係機関が相互に連携し対策を講じる必要がある。以下に、発災後の各主体の役割を示す。

(1) 町の役割

- 町内で発生した災害廃棄物の処理を主体となって行う。
- ・ 家庭や避難所から排出されるごみやし尿の処理を速やかに開始するとともに、 必要に応じて災害廃棄物の仮置場を設置し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な 処理を実施する。
- ・ 国、県、一部事務組合等と緊密に連携し、必要な調整を行う
- ・ 災害の規模等に応じて必要な場合には、処理方法や処理スケジュール等を具体的に 定めた実行計画を策定する。

(2) 一部事務組合の役割

- ・ 一般廃棄物処理施設が被災した場合には、被災箇所の補修及び復旧作業等を行うと ともに、町や構成市町と緊密に連携し、災害廃棄物等の受入、処理等を行う。
- ・ 廃棄物処理や廃棄物処理施設の稼働等に係る専門的知識、技術及び経験等を活かし、 構成市町に対し、災害廃棄物の処理等に関する助言等を行う。

(3)県の役割

- ・ 市町村が迅速、円滑かつ適正に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理に係る技術的助言及び財政支援等を含めた国の支援に関する情報提供を行う。
- ・ 市町村や関係機関と連携して県全体の災害廃棄物処理の進捗管理を行うとともに、 処理や財政支援について国と必要な調整を行う。
- ・ 市町村からの要請に応じ、県の協定締結団体への支援要請や災害廃棄物の広域処理 に必要な調整等を行う。
- 被害が甚大で、市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、事務の 一部を受託し、災害廃棄物の処理を行う。

(4)廃棄物等関係事業者の役割

- 町と協定を締結している事業者は、発災直後から町と連携し、協定に基づき町からの支援要請に応じて支援を行う。
- 一般廃棄物処理業許可業者は、町と連携して、災害廃棄物の収集運搬体制、処理体制を確立すると共に、仮置場の設置や管理等の町が行う対策に積極的に協力する。

(5)町民・事業者の役割

- ・ 災害時においてもごみの分別に努め、町が広報する排出ルールに則り、災害廃棄物 の円滑かつ適正な処理に協力する。
- ・ 大企業は、原則として、災害廃棄物を自らの責任において適正に処理する。

第2章 災害廃棄物処理体制

1 組織体制・指揮命令系統の整備

災害発生時には、平時の体制での対応が困難な場合も考えられることから、可能な限り速やかに必要な人員を確保するよう努め、災害廃棄物対策に係る組織体制及び指揮命令系統を構築する必要がある。

(平時)

- ・ 災害発生時の災害廃棄物対策に係る組織体制及び指揮命令系統は図5のとおりとする。また、対応の主体は町民生活課とし、表15の役割を想定する。
- ・ 災害発生時に想定される他部局との連携のうち特に重要なものを表 16 に示す。平 時から関係部局と必要な調整を行い、災害時の連携体制を確立する。
- ・ 災害廃棄物処理の実務経験者や専門的知識や技術(土木部局における設計、積算、 現場管理等に関する事項等)を有する者をリスト化し、定期的に更新する。

(災害時)

- ・ 速やかに平時に定めた組織体制に移行し対応を開始する。
- ・ 災害廃棄物対策には、設計、積算、現場管理等の土木部局の知識や技術を要することから、特に土木部局と緊密に連携し、必要に応じ土木部局から人員支援を行う。
- ・ 被害状況や災害規模等により町で人員が確保できない場合は、県への支援要請や環 境省の災害廃棄物処理支援員制度の活用を検討する。
- 組織体制は、災害廃棄物処理の進捗等にあわせて、随時見直しを行う。

図 4 災害対策本部組織図



図 5 組織体制図

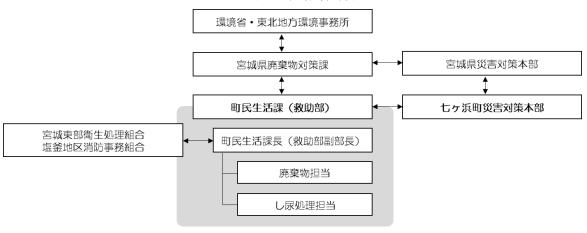


表 16 町民生活課の業務

業務区分	業務の内容
総務関係	 ・災害対策本部及び他部署との連絡調整 ・職員配置 ・他市町村、県及び国との連絡調整 ・災害関連情報の収集・集約 ・支援要請(ブロック内市町、県内市町村、県、国、民間事業者等) ・住民等への周知、問い合わせ対応 ・予算確保 ・補助金の申請事務 ・廃棄物処理の契約事務
生活ごみ関係	・収集運搬車両の算定及び手配・避難所ごみ、生活ごみの収集運搬、処分・処理施設の余力算定、代替処理施設の確保・施設の補修
し尿関係	 ・仮設トイレの調達・設置 ・収集運搬車両の算定及び手配 ・し尿の収集運搬、処理 ・処理施設の余力算定、代替処理施設の確保 ・下水処理施設との連携 ・施設の補修
災害廃棄物関係	 ・災害廃棄物の撤去、収集運搬 ・災害廃棄物発生量の推計 ・仮置場必要面積の算定、候補地の選定 ・仮置場の設置、運営、管理 ・有害物・危険物等の管理 ・民間処理施設の確保 ・民間委託の発注仕様書作成 ・有害物質、土壌汚染、アスベスト等の環境調査 ・災害廃棄物処理実行計画の策定(必要に応じて) ・仮設処理施設の設置・運営(必要に応じて) ・損壊家屋等の解体・撤去・運搬(公費解体の場合)
環境関係	・有害物質使用事業所の状況調査・仮置場の土壌調査・環境モニタリング(粉じん、石綿、騒音、振動、臭気、水質等)

表 17 関係部局との連携

関係部局	業務の内容
土木部局	廃棄物処理や家屋解体等に係る設計、積算等
避難所所管部局	避難所の仮設トイレ設置、し尿処理、避難所ごみの処理
罹災証明担当部局	家屋被害情報 (発生量推計、公費解体)
農林水産部局	各所管区域で発生した災害廃棄物の処理
浄化槽所管部局	被災浄化槽に係る汚泥処理、環境省国庫補助申請等

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)を基に作成

2 災害時の情報収集・伝達

災害時には、被災情報を正確に把握することが迅速な対応につながる他、関係機関との相互連携が重要であることから、情報の収集伝達手段を最優先に確保する必要がある。

(平時)

- ・ 災害時における情報の収集、連絡体制は図6のとおりとする。
- ・ 災害時に使用できる連絡手段として携帯電話以外の複数の手段を確保する。
- ・ 関係機関及び関係事業者等の連絡窓口をリスト化し、随時更新するとともに、関係機関及び関係事業者等と連絡手段等を共有する。

(災害時)

- 関係機関及び関係事業者等との連絡手段を確保し、速やかに情報収集を行う。
- ・ 廃棄物処理施設等の被害状況及び災害廃棄物の発生状況等を県へ報告する。

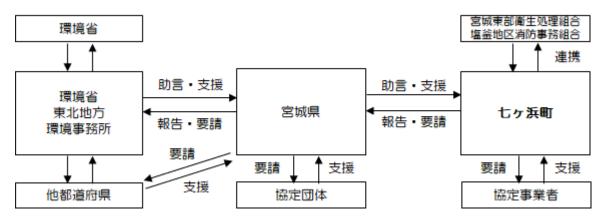


図 6 関係機関との連絡体制

3 一般廃棄物処理施設の体制

(1) 一般廃棄物処理施設の整備状況等

本町の一般廃棄物においてごみは1市3町(多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町)で構成する宮城東部衛生処理組合で、し尿は2市3町(塩竃市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)で構成する塩釜地区消防事務組合で処理を行っている。このため、災害時には組合及び構成市町との連携が重要である。また、迅速かつ円滑に災害廃棄物対策を進めるため、一般廃棄物処理業許可業者及び災害支援協定締結事業者とも十分に連携する。

(平時)

- 本町の一般廃棄物においてごみは宮城東部衛生処理組合で、し尿は塩釜地区消防事務組合で処理を行っていることから、施設に関する情報を収集、整理する。一般廃棄物処理施設は以下のとおりである。
- ・ 区域内の収集運搬車両の種類及び台数、資機材の保有状況、民間施設を含む廃棄物 処理施設の災害廃棄物処理可能量を把握し、定期的に情報を更新する。
- ・ 組合及び構成市町村と連携して、施設についての防災対策を講じ、対策の状況や課題を共有する。
- ・ 組合及び構成市町村と連携して、災害時に受け入れ可能な災害廃棄物の種類や性状 等を把握し、定期的に情報を更新する。

(災害時)

- ・ 組合において実施した一般廃棄物処理施設の被害状況確認の結果、施設の稼働状況、 復旧見込み等について情報収集する。
- ・ 収集運搬ルートの被害状況や収集運搬車両の被害状況について情報収集する。

表 18 一般廃棄物処理施設の平時の防災対策

- ・地震や風水害等に強い処理施設とするため計画的な耐震化や水害対策を実施
- 災害時のBCP(業務継続計画)等の対応計画策定
- ・処理施設の点検、修復、復旧に関するマニュアル作成
- ・防災訓練の実施等による災害時の対応体制の整備
- ・被災した場合の補修等に必要な資機材の整備
- ・災害時の移動手段の燃料確保体制の整備
- ・プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制の確立

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)を基に作成

表 19 宮城東部衛生処理組合の一般廃棄物処理施設

施設名	処理する廃棄物	処理能力等	竣工年
ごみ焼却施設	可燃ごみ、粗大ごみ、 ごみ処理残渣、し尿残渣	180 t /日 (90 t ×2 炉) ストーカ式焼却炉	平成7年2月
粗大ごみ 処理施設	粗大ごみ、不燃ごみ	30 t / 目	昭和57年3月
資源物分別施設	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック	41.5 t / 日	平成2年5月
ごみ埋立施設	焼却残渣、破砕不燃物、 土砂・コンクリート	全体容量400,400 m³	平成11年3月

表 20 塩釜地区消防事務組合の一般廃棄物処理施設

施設名	名 処理する廃棄物 処理能力等		竣工年
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	95k1/日 し尿 77 k1/日 浄化槽汚泥 18 k1/日	平成15年2月

(2) 一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の処理余力等

ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、ごみ埋立施設(宮城東部衛生処理組合)の余力は、以下のとおり推計され、地震災害においては、既存施設のみでは処理能力が不足することが想定された。

また、災害廃棄物は平常時に処理しているごみと性状が異なるため、災害廃棄物の種類によっては余力がある場合でも既存施設で処理できないものもあり、また、ごみ埋立施設は残余容量が減少してきていることから、災害廃棄物の発生量に応じて民間の処理施設等の活用や広域処理を検討する必要がある。

こうした状況を踏まえ、災害の状況に応じ、災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理 体制を構築する必要がある。

表 21 一般廃棄物処理施設の処理余力

施設名	①処理能力 (t/日)	②計算上の年間処 理能力(t/年)	③年間処理実績 (R2)(t/年)	④計算上の 余力(t/年) (②-③)
ごみ焼却施設	180 < 160 >	50, 400 < 44, 800 >	40, 184	10, 216 <4, 616>
粗大ごみ 処理施設	30	8,880	7, 377	1,503

[※] 年間処理日数は、災害廃棄物対策指針を参考に補修や点検等による停止日数を考慮し、 ごみ焼却施設は280日、粗大ごみ処理施設は296日に設定。

- ※ ①と③は、令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査より引用。
- ※ ごみ焼却施設の定格能力は 180 t/日での推計、<>内は実能力 160 t/日での推計。

表 22 最終処分場の処理余力

	①母人宏具	②年間埋立量	③今後10年間	④計算上の	
施設名	①残余容量	(R2、覆土含む)	の埋立量(m³)	余力(m³/日)	
	(m³)	(m³/年)	(②×10)	(1 - 3)	
ごみ埋立施設	71, 123	7, 421	74, 210	余力なし	

[※] ①と②は、令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査より引用。

表 23 し尿処理施設の処理余力

施設名	①処理能力 (KL/日)	②年間処理能力 (KL/年) (①×365日)	③令和2年度 年間処理実績 (KL/年)	④計算上の余力(KL/年)(②-③)
し尿処理施設	95	34, 675	9, 182	25, 493

[※] ①と③は、令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査より引用。

表 24 災害廃棄物の種類発生量推計 (組合ブロック全体) (再掲)

角柱材	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属くず	その他	計
20,749	82, 996	155, 618	223, 053	15, 562	20,749	518, 727

[※] ブロック全体の災害廃棄物量(表〇)と参考1(東日本大震災における種類別割合)より推計

4 協力、支援体制の構築

災害廃棄物の処理主体は町であるが、災害時には関係機関や関係事業者等との連携が不可欠である。特に、災害廃棄物の量が膨大である等により、本町単独での処理が困難と判断された場合には、関係機関及び関係事業者へ支援要請を行うことが必要となる。

(1) 自衛隊、警察、消防との連携

・ 発災直後においては、迅速な人命救助が最優先であり、自衛隊や警察、消防と連携 して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があるため、災害対策本部を通じた情報共 有体制等を整理し、発災後速やかに連携する。

(2) 他自治体の協力、支援体制

- ・ 平時から他自治体の支援体制を把握し、発災後に必要が生じた場合、円滑に支援要請を行うことができる体制を整備する
- ・ 災害時に、本町のみでの対応が困難となった場合には、以下の枠組み等により他自 治体へ支援要請を行う。

	我 20 IB 日 / I F C 0	カル	
協定名称	締結先	内容	
呂城界「鴡」防火に関り	塩竈市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村		

表 25 他自治体との協力関係

(3) 民間事業者等との連携

- ・ 平時から、町内又は近隣自治体の産業廃棄物処理業者や建設事業者、リサイクル 事業者等が所有する施設、車両等の情報の把握に努めるとともに、協定締結団体等 との情報共有等を実施する。
- ・ 災害時に必要と認められる場合には、以下の枠組み等により支援要請を行う。

協定名称	締結先	内容
災害時応急対策業務等 に関する協定書	14. 左连叫 建設 左全 筋学	災害・廃棄物等の解体・運搬等 の処理

表 26 事業者との協定

(4) ボランティアとの連携

・ 被災家屋の片付け等にボランティアが関わることが想定されることから、ボランティア等への周知事項(ごみの出し方、分別方法、健康への配慮等)を整理するとともに、社会福祉協議会や広報部局と情報共有する。

(5)県の協力、支援体制

- ・ 平時から、県の支援体制及び県が締結している災害支援協定を踏まえ、発災後、必要に応じて、円滑に支援要請を行うことができる体制を整備する。
- ・ 災害時に、本町のみでの対応が困難となった場合には、以下の協定の活用等について県へ支援要請を行う。

表 27 県と業界団体・事業者との協定

協定名称	締結先	内容
災害時における下水及びし 尿・浄化槽汚泥の撤去等に関 する協定	宮城県環境整備事業協同組合	し尿・浄化槽汚泥等の運搬 仮設トイレの手配
災害時における下水・し尿・ 浄化槽汚泥及び災害廃棄物 の撤去等に関する協定	公益社団法人宮城県生活環 境事業協会	し尿・浄化槽汚泥等の運搬 仮設トイレの手配
	一般社団法人宮城県産業資源循環協会	災害廃棄物の運搬・処理 仮置場の設置・管理
大規模災害時における建築 物等の解体撤去等の協力に 関する協定	宮城県解体工事業協同組合	被災建物等の解体撤去 災害廃棄物の運搬
宮城県と太平洋セメント株 式会社との包括連携協定	太平洋セメント株式会社	災害廃棄物の処理
宮城県と住友大阪セメント及び八戸セメントとの包括連携協定	住友大阪セメント株式会社、 八戸セメント株式会社	災害廃棄物の処理

(6) 国の協力、支援体制

- ・ 平時から、環境省の支援体制及び環境省災害廃棄物処理支援ネットワーク(D-Waste net)による専門家派遣制度、環境省災害廃棄物支援員制度(人材バンク)を踏まえ、 発災後、必要に応じて、円滑に支援要請を行うことができる体制を整備する。
- ・ 災害時に、本町のみでの対応が困難となった場合には、状況に応じて、県や東北地 方環境事務所を通じて環境省の支援の枠組みの活用について要請を行う。

(7)受援体制

・ 円滑に支援要請を行うことができるよう、支援要請を行う内容と要請先を整理する。なお、想定される内容は表 27 のとおり。

表 28 支援要請の内容

区分	内	容	要請先
	総合調整	対応方針検討への助言	国・県
	契約	契約業務への助言	県・他自治体
知見	測量・設計・積算	設計・積算業務への助言	県・他自治体
	災害廃棄物処理実行計画	計画の策定への助言	県・他自治体
	補助金・災害報告書	国庫補助活用への助言	国・県・他自治体
	仮置場	資機材・重機の手配	民間事業者
資機材	収集運搬	収集運搬車両の手配	他自治体・民間事業者
	処分	広域処理先の調整・確保	県・民間事業者
	情報収集	現地確認・現場対応	他自治体・民間事業者
人員	仮置場管理	仮置場管理の監督	他自治体
	住民対応	窓口・電話対応、広報	他自治体

出典:東京都災害廃棄物処理計画(平成29年6月)を基に作成

(8)国・県による災害廃棄物処理

- ・ 国は、大規模災害が発生した時(発生した災害が災害対策基本法第86条の5の規 定による指定を受けた時)は、処理指針を策定し、必要に応じて廃棄物処理特例基準 を適用する他、災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処 理を検討する。
- ・ 県は、市町村単独での処理が困難である大量の災害廃棄物が発生した場合や、市町村の行政機能が著しく低下した場合など、市町村の被災状況に応じて、地方自治法第252条の14第1項の規定により、市町村から事務の一部を受託し、災害廃棄物の処理を行う場合がある。は地方自治法第252条の16の2(事務の代替執行)に基づく、市町村の災害廃棄物処理の代行を検討する。

1 生活ごみ、避難所ごみの処理

災害時においても、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から一般廃棄物の処理が継続的かつ確実になされることが重要であることから、生活ごみ、避難所ごみの処理を災害廃棄物への対応と並行して行う必要がある。

(平時)

- ・ 七ヶ浜町災害時業務継続計画を踏まえ、災害時における一般廃棄物処理事業の継続 性確保に関して、関係部局と調整を行う。
- ・ 一般廃棄物処理業許可業者と災害時の連携体制を構築するとともに、許可業者が収 集を実施できなくなった場合の対策を検討する。
- ・ 避難所から排出されるごみの分別方法や保管場所、収集運搬、処理方法を検討する。
- ・ 東日本大震災では、壊れた家具や食器等を含む粗大ごみや不燃ごみの発生量は、発 災直後に平常時の数十倍に達し、その後も高水準で推移したことから、平常時の収集 運搬体制では、運搬能力が不足するおそれを考慮し、処理体制を検討する。

(災害時)

- ・ 被災者の生活環境悪化を防止するため、発災から遅くとも3~4日後には生活ごみ 及び避難所ごみの収集運搬を開始する。
- ・ 避難所が開設された場合には、避難所所管部局や福祉部局と連携して、避難所ごみ 対策やごみからの衛生害虫等の発生防止対策を行う。
- 生活ごみ及び避難所ごみは仮置場には搬入せず、原則として、既存施設を活用して 処理を行うこととする。

<u> </u>	X =	
①避難者数(人)	② 1 人 1 日あたりの ごみ排出量(g/人・日)	避難所ごみ発生量(t/日) (①×②÷1000000)
6, 143	953	5. 9

表 29 避難所ごみ発生量推計

※1人1日当たりのごみ排出量は、宮城県災害廃棄物処理計画より引用。

双 U	表 30) 東日本大震災時の粗大こ	゛み・	不燃ごみ発生状況	兄
-----	------	---------------	-----	----------	---

		4 月	5 月	6 月	7月	8月~翌年3月	合計
粗大ごみ	H22	156	154	154	131	1,529	2, 124
処理施設	H23	1231	832	377	259	1,900	4,600
搬入量(t)	前年比	788%	541%	244%	197%	124%	217%

[※] 東日本大震災は平成23年3月11日に発生。

2 し尿の処理

生活ごみ、避難所ごみの処理同様に、し尿や浄化槽汚泥の処理についても事業の継続性の確保が重要である。特に、避難所が開設された場合には、速やかに仮設トイレを設置し、し尿処理体制を構築する必要がある。

(平時)

- ・ 七ヶ浜町災害時業務継続計画を踏まえ、災害時における一般廃棄物処理事業の継続 性確保に関して、関係部局と調整を行う。
- 仮設トイレ、マンホールトイレ(災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ)、簡易トイレ(災害用携帯型簡易トイレ)、消臭剤、脱臭剤等について一定量の備蓄を行う。
- ・ 一般廃棄物処理業許可業者と災害時のし尿の収集運搬体制を構築するとともに、仮設トイレを備蓄している関係団体や仮設トイレのレンタル事業者等と災害支援協定を締結し、必要な数量の仮設トイレや資機材を確保する体制を構築する。

(災害時)

- ・ 避難所が開設された場合には、早急に仮設トイレの手配、設置を行うと共にし尿の 収集運搬体制を整備する。
- ・ 被災浄化槽の汚泥抜き取り等について、浄化槽所管部局と連携して対応する。
- 避難所で発生するし尿は、原則として、平時と同じ施設で処理を行うこととする。

表 31 し尿発生量・仮設トイレ必要量推計

①避難者数(人)	②1人1日あたりの し尿排出量(L/日)	仮設トイレのし尿発生量 (KL/日) (①×②÷1000)	仮設トイレ 必要基数(基) (①÷50)
6, 143	2.77	17.02	123

※ 1人1日当たりのし尿排出量は、令和2年度環境省一般廃棄物実態調査の宮城県平均。

[※] 仮設トイレの必要基数は、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」 (平成28年4月)を参考に、避難者50人当たり1基として推計した。

第4章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

1 処理スケジュール

災害廃棄物処理の進捗管理やマネジメントを適切に実施し、円滑、迅速かつ適正な災害廃棄物対策を講じるため、処理スケジュールを策定し対策のアウトラインを定める。

(平時)

- 次の事項をもとに、災害廃棄物の処理スケジュール及び処理期間の目標を検討する。
 - ① 災害廃棄物の処理に必要な人員
 - ② 災害廃棄物の発生量
 - ③ 市区町村内の処理施設の被災状況等を考慮した処理可能量
 - ④ 災害廃棄物の被災地からの撤去速度
 - ⑤ 仮設処理施設の設置に要する期間
 - ⑥ 仮置場閉鎖に要する期間
 - ⑦ 費用対効果

(災害時)

- ・ 災害の規模や災害廃棄物の種類、発生量等を踏まえ、活用可能な資源を勘案して、 可能な限り短い処理期間を設定する。
- 処理スケジュールの検討に当たっては、次に示す緊急性の高いものを優先する。
 - ① 道路障害物の撤去
 - ② 仮設トイレ等のし尿処理
 - ③ 有害物質を含む廃棄物及び危険性がある廃棄物の回収
 - ④ 倒壊の危険性のある家屋等の解体及び撤去
 - ⑤ 腐敗性廃棄物の処理

表 32 発災後の時期区分と特徴 (表は東日本大震災クラスを想定)

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
	初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の 確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
災害応急対応	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が 必要な災害廃棄物を処理する期間)	~3週間程度
73,72	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的 な処理に向けた準備を行う期間)	~3ヶ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常 業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	~3年程度

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)

図 7 災害廃棄物処理の全体フロー (イメージ)

	~1日	一 ~ 3 日	~1週間	(イク・ファラ)		~1年
組織体制				1 7 /3	0 / / 3	
災害時体制への移行						
関係先への支援要請				_		
処理計画						
被害状況把握						
発生量推計						
実行計画策定						
し尿処理関係						
仮設トイレ手配・設置						
し尿収集体制確立						
生活ごみ関係						
方針検討						
広報・体制確立						
災害ごみ(仮置場)			-			
用地・資機材・人員確保						
広報・開設						
管理・運営						
		,				
災害ごみ(処理)						
処理先選定						
処理先決定・搬出					<u> </u>	
広域処理要請・搬出						-
被災家屋解体						
家屋解体						•
環境省補助金						
災害報告書作成・提出						
災害査定						
交付手続等						<u> </u>

2 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の流れを図8に示す。災害時には、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法を一連の流れで示した処理フローを作成する。

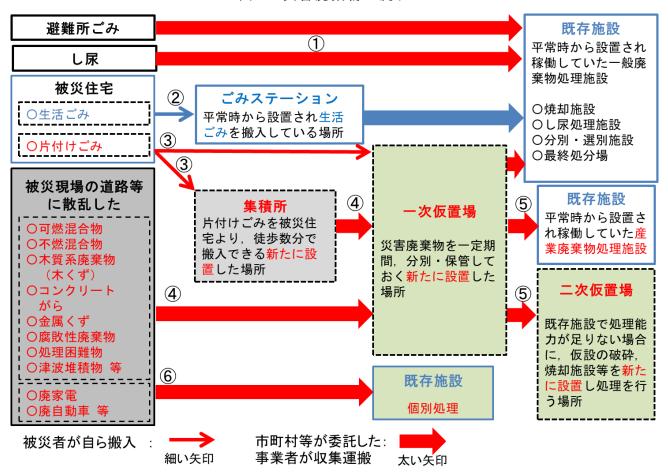


図8 災害廃棄物の流れ

※青矢印は既存のルート、赤矢印は災害時におけるルートを示す。

出典:災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き(令和3年3月 環境省)

表 33 ごみの搬入場所

ごみステーション	発災前から設置され、生活ごみを搬入していた場所
	被災した家屋内(以下「被災住宅」という。)にあった器物
集積所	等 が破損したもの(以下「片付けごみ」という。)を住民
未 傾 <i>[</i>]	が自ら 搬入できる、市町村が新たに設置した場所。集積所
	の設置場所 は、地域の特性に合わせて設置する。
	被災現場から搬出した片付けごみを一時的に保管する場所。
一次信果担	市 町村が設置して管理・運営・閉鎖(解消)し、分別・保
一次仮置場	管を行 うとともに、重機等を用いた粗選別(中間処理)を
	行う場合も ある。
	一 次 仮 置場 で 保 管 され た 廃 棄物 から 発 生す る
1 5 次 / 5 學 / 1	悪 臭等 近傍 へ の影 響を低減することを目的に、一次仮
1. 5次仮置場	置場へ持ち込まれた災害廃棄 物を一時的に受け入れるた
	め、県が設置するもの。
	一次仮置場だけでは選別、保管、処理ができない場合に、災
	害 廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業(選別
一次石墨坦	等)を 行う場所。原則、市町村及び一部事務組合が設置す
二次仮置場	るが、地方 自治法に基づく事務委託等がされた場合は県が
	設置する。仮設 焼却炉、仮設破砕選別機を設置する場合も
	ある。

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)

主に県内 広域処理 仮置場 セメント焼成 破砕 A. 可燃物 A. 可燃物 焼却·発電 内陸部 最終処分 B. 木くず B. 木くず 破砕 発生現場粗分別 沿岸部 脱塩 粗選別処理 再生利用 破砕 C. 不燃物 最終処分 C. 不燃物 再生利用 D. 金属くず 建設資材 粒度調整 ※出来る限り建設資材 として利用することが望ましい。 D. 金属くず E. コンクリートくず 破砕 最終処分 E. コンクリートくず F. 混合物 機械選別 金属くず トロンメル 磁選 可燃物 振動 浮沈分離 振るい 不燃物 破砕 リサイクル不可 分別不可 G. 家電、自動車 リサイクル 分別可能 リサイクル法に基づくリサイクル可能 廃プラスチック、木くず 焼却、最終処分 H. 船舶 破砕 金属くず 再生利用

図 9 災害廃棄物の種類ごとの処理フロー

出典:東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)(平成23年5月 環境省)

トロンメル

振動振るい

専門業者による処理

セメント原料化(焼成)

焼却、最終処分

土木資材化•海洋投入

※破砕前に、燃料やバッテリー等を 取り除く

危険物、特別管理廃棄物としての取扱

有機物、有害物質等を 含むもの

土砂(有機物、有害物

質等を含まないもの)

I. 危険物、PCB廃

棄物、石綿含有廃

J. 津波堆積物

棄物等

3 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の発生量は、災害廃棄物対策を講じる上で、重要な情報である。被災直後は被害状況の把握に時間を要することが想定され、時期の経過とともに情報の精度が上がってくることから、推計量は適宜見直しを行う。

(平時)

・災害廃棄物発生量の推計に必要な情報を整理し、発災時の情報収集手段を確立する。

(災害時)

- ・ 発災後、被害状況を踏まえ、災害廃棄物量の推計を行い、推計量を基に、処理先や 処理方法を含む処理方針を検討する。
- ・ 推計量は被害状況の更新にあわせて、随時見直しを行う。

4 収集運搬

災害時には、平時の収集運搬体制で対応可能な量を上回る廃棄物の発生が想定されることから、住民の生活再建を後押しするため、災害廃棄物を速やかに生活圏から撤去することが重要である。本町では、一般廃棄物の収集運搬を許可業者に委託していることから、許可業者と連携した対応が必要である。

(平時)

- ・ 域内の収集運搬車両の種類や台数、また資機材の保有状況等を把握し、定期的に情報を更新する。
- 災害時の収集運搬体制を検討し、一般廃棄物処理業許可業者と共有する。

(災害時)

- 有害廃棄物や危険物は爆発や火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行う。
- ・ 仮置場が設置された場合には、片付けごみは、住民自らが仮置場へ搬入することを 原則とし、被災状況等を踏まえて個別収集の体制を検討する。

表 34 収集運搬体制整備検討における留意事項

·	农 54
	・有害廃棄物、危険物を優先回収する。
 優先的に回収す	・冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態と
	なると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが
る災害廃棄物	発見された際は優先的に回収する。
	・夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法 · 仮	・排出場所を指定しての収集
置場への搬入	・陸上運搬(鉄道運搬を含む)、水上運搬
加生活地元二十	・地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的
収集運搬ルート	な観点から収集運搬ルートを決定する。
収集運搬時間	・収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材(重	・水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、重機
機・車両など)	が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	・収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運
建稻华削•万 伍	搬車両間の連絡体制を確保する。
	・災害廃棄物(片付けごみ)の分別方法や仮置場の場所、仮置場
住民やボランテ	の持ち込み可能日時などを住民、ボランティアに周知する。
ィアへの周知	・生活ごみ等の収集日、収集ルート、分別方法について住民等に
	周知する。

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)、一部抜粋

5 仮置場

災害廃棄物を生活圏から速やかに撤去し、生活環境への支障を防ぐとともに、災害廃棄物の処分を効率的に進めるため、災害時には災害廃棄物の発生量に応じ、速やかに仮置場を設置することが求められる。

(平時)

- ・ 仮置場候補地を選定し、管理者、使用に必要な手続き、留意事項等を含めてリスト 化する。リストは候補地の状況等に応じて、随時更新する。
- ・ 仮置場の設置方法、管理運営方法及び必要な資機材及び人員等を検討する。
- ・ 仮置場における廃棄物の分別方法、廃棄物の搬入方法や保管方法等を検討する。

(災害時)

- ・ 災害廃棄物の推計量に応じ、速やかに仮置場を設置する。
- ・ 仮置場の設置及び運営については、原則として、災害廃棄物の取扱いや現場作業等 の技術を持つ廃棄物処理事業者や建設関係業者等への委託を検討する。

表 35 仮置場の基本的な分別区分 (例)

①可燃系混合物	⑦その他の家電・小型家電
②プラスチック類	⑧布団・畳・カーペット等
③ガラス・陶磁器類	⑨瓦類・石膏ボード
④コンクリート系混合物	⑩大型木質系ごみ
⑤ 金属系混合物	⑪太陽光パネル・蓄電池
⑥家電4品目	⑫危険物・処理困難物など

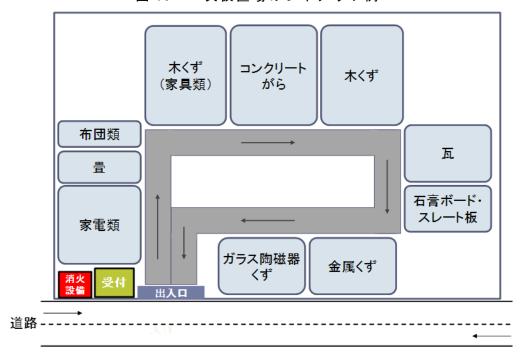
※12区分を基本とし、廃棄物の種類や処理方法を踏まえて災害ごとに決定する。

出典:仮置場に関する検討結果(平成31年3月 東北地方環境事務所)

表 36 東日本大震災時の仮置場

名称	敷地面積(ha)
東北電力株式会社仙台火力発電所の灰捨て場	4.2
七ヶ浜町菖蒲田浜字東原水田内	2.0
菖蒲田浜町営住宅前	2.0

図 10 一次仮置場のレイアウト例



出典:災害廃棄物処理行政事務の手引き (平成29年3月 東北地方環境事務所)

表 37 仮置場の管理

項目	対策例
飛散防止対策	・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。
	・ごみの飛散防止のため、ブルーシート等で覆う。
	・仮置場周辺への飛散防止のため、ネットフェンス等を設置する。
臭気衛生対策	・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。
	・殺虫剤等薬剤の散布を行う。
火災防止対策	・可燃性廃棄物は、積み上げは高さ 5m 以下、災害廃棄物の山の設置面
	積を 200m2 以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2m 以上とする。
仮置場の管理	・他市町村からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や
	搬入申請書等を確認して搬入を認める。
	・生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入
	口に管理者を配置し、確認説明を行う。
	・仮置場の搬入受入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。
	・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
	・日々の搬入搬出管理(計量と記録)を行う。停電や機器不足により台
災害廃棄物の	貫等による計量が困難な場合は、搬入搬出台数や集積した災害廃棄物
数量の管理	の面積高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその
	出入りを把握する。
作業員の	・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、踏み抜き防止の中敷
安全管理	き、手袋、長袖の作業着を着用する。

出典:災害廃棄物処理行政事務の手引き (平成29年3月 東北地方環境事務所)

6 災害廃棄物処理実行計画

災害時には、発生する災害廃棄物の全体像が把握できた段階で、災害廃棄物処理に関する基本的な方針や具体的な処理期間、処理方法等を含めた実行計画を定める。

(災害時)

- ・ 災害廃棄物の発生量(推計量)や処理施設の被災状況等を把握した上で、実行計画 を策定する。
- ・ 復旧段階や復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の 処理に当たって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて実行計画の見 直しを行う。

表 38 処理実行計画構成例

- 第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨
- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ及び見直し
- 3 計画の期間
- 第2章 被災状況と災害廃棄物の量
- 1 被害状況
- 2 災害廃棄物発生推計量
- 第3章 災害廃棄物処理の基本方針
- 1 基本的な考え方
- 2 処理期間
- 3 対象地域
- 4 処理の推進体制
- 第4章 災害廃棄物の処理方法
- 1 災害廃棄物の処理フロー
- 2 具体的な処理方法
- 第5章 処理スケジュール
- 1 全体工程
- 2 進捗管理
- 3 災害廃棄物処理計画の見直し

7 廃棄物処理

災害廃棄物は、生活環境保全上の支障が生じないよう、円滑、迅速かつ適正に処理することが求められる。さらに、仮置場における分別の徹底等により、可能な限り再資源 化を図ることが重要である。

(1)中間処理・再資源化

(平時)

- ・ 想定される災害廃棄物廃棄物の種類ごとに、処理方法や処理先(既存処理施設、 仮設処理施設、広域処理等)を検討し、必要な事前調整等を行う。
- 町内の産業廃棄物処理業者や廃棄物関連業者以外の事業者について、災害廃棄物の受入が可能な施設と廃棄物の種類等を把握し、情報を定期的に更新する。
- 災害廃棄物由来の再生資材の公共工事等での活用について関係部局と調整する。

(災害時)

- ・ 被災現場からの撤去、仮置場での保管の段階から分別を徹底し、以下を前提に、 最大限の再資源化を図る。
 - ①適正に分別又は中間処理したものであること
 - ②有害物質を含まないものであること
 - ③生活環境保全上の支障(飛散流出、水質汚濁、ガスの発生等)が生じるおそれがないこと
- ・ 災害廃棄物の量が膨大である場合には、産業廃棄物処理施設への委託、町外の一般廃棄物処理施設への委託や県内外への広域処理の要請を行う。また、必要に応じて仮設処理施設の設置を検討する。
- 再生された資材の受入先等について、必要な調整を行い、活用を推進する。

(2) 処理困難物、洪水堆積物

(平時)

・ 宮城東部衛生処理組合で平時に処理していない廃棄物について、処理先に関する 情報を収集し、把握する。

(災害時)

- ・ 宮城東部衛生処理組合で受入が困難な廃棄物について、産業廃棄物処理施設の活 用や広域処理の要請により処理先を確保する。
- ・ 堆積土砂や津波堆積物については、土木部局と連携して排除の方針を策定し、対 応する。
- 悪臭等により住民への生活環境へ影響を及ぼすヘドロ等は優先的に除去する。

表 39 有害・危険物製品等の収集・処理方法

区分	項目		収集方法等	処理方法
有害性物質を含むもの	廃農薬 殺虫剤 その他薬品(家庭薬品ではないもの) 塗料		・販売店、メーカーに回収依頼・廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却焼却
	ペー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	* 密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池 (ニカド電池) ニッケル水素電池 リチウムイオン電池	・リサイクル協力店の回収(箱)へ	破砕、選別、リサイクル
	類	ボタン電池	・電器店等の回収(箱)へ	
		カーバッテリー	・リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、 リサイクル (金属回収)
	廃蛍光灯		・回収 (リサイクル) を行っている事業 者へ	破砕、選別、リサイクル(カレット、水銀回収)
危険性が	灯油 ガソリン エンジンオイル 有機溶剤 (シンナー等) ガスボンベ カセットボンベ スプレー缶		・購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、 リサイクル
あるも			・販売店、メーカーに回収依頼 ・廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
Ø			・引取販売店への返却依頼	再利用、 リサイクル
			・使い切ってから排出する場合は、穴を あけて燃えないごみとして排出	破砕
	消火暑	꿈	・購入店、メーカー、廃棄物処理許可者 に依頼	破砕、選別、 リサイクル
感染性廃棄物		斉み注射器針 舎て注射器等	・地域によって自治体で有害ごみとして収集・指定医療機関での回収(使用済み注射器針回収薬局等)	焼却・溶融、 埋立

出典:災害廃棄物対策指針【技 24-15】(令和 5 年 1 月 2 0 日、環境省)

8 環境対策

災害廃棄物の処理においては、各過程で、安全衛生の確保及び地域住民の生活環境への影響を防止の観点から、必要に応じ環境モニタリングを行い対策を講じる必要がある。

(平時)

- ・ 災害廃棄物の処理の各過程で講じるべき環境対策や環境モニタリングの項目(大気、 水質、土壌、騒音、振動、臭気等)、モニタリング結果に応じた対応策を検討する。
- ・ 災害時に化学物質の流出等の被害を速やかに把握できるよう、地域における化学物質の使用及び保管の情報を把握する。

(災害時)

- ・ 仮置場における火災を未然に防止するための措置及び腐敗性廃棄物等に起因する害 虫の発生や有害廃棄物に起因する生活環境への影響を防止するための措置を実施する。
- ・ 災害廃棄物の各処理過程において、必要に応じて環境モニタリングを行う。

表 40 モニタリング項目例

衣 40 七-	- メリング項目1例
環境影響	対策例
・解体・撤去、仮置場作業に	・定期的な散水の実施
おける粉じんの飛散	・保管、選別、処理装置への屋根の設置
・石綿含有廃棄物 (建材等)	・周囲への飛散防止ネットの設置
の保管・処理による飛散	・フレコンバッグへの保管
・災害廃棄物保管による有	・搬入路の鉄板敷設等による粉じん抑制
害ガス、可燃性ガスの発生	・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄
	・収集時分別や目視による石綿分別の徹底
	・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視
	・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別
	による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
・車両や撤去・解体等処理	・低騒音・低振動の機械、重機の使用
作業に伴う騒音・振動	・処理装置の周囲等に防音シートを設置
・災害廃棄物から周辺土壌	・敷地内に遮水シートを敷設
への有害物質等の漏出	・PCB等の有害廃棄物の分別保管
・災害廃棄物からの悪臭	・消臭剤等の散布、シートによる被覆等
・災害廃棄物に含まれる汚	・敷地内に遮水シートを敷設
染物質の降雨等による公	・敷地内で発生する排水、雨水の処理
共水域への流出	・水たまりを埋めて腐敗防止
	環境影響 ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 ・車両や撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 ・災害廃棄物からの悪臭 ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)より一部抜粋

9 家屋解体

損壊家屋の解体は原則として所有者が実施するものであるが、倒壊のおそれがある等の生活環境保全上の支障が認められる場合には、町で撤去及び解体を行う必要がある。

(平時)

- ・ 損壊家屋を町で撤去及び解体する場合に備え、関係部局間の連携体制を構築する。
- ・ 損壊家屋を町で撤去及び解体する場合の対象家屋の判断方法及び手続き、住民への 周知方法等について整理する。

(災害時)

- ・ 損壊家屋の情報を収集し、町による解体の必要性を判断、対象家屋等を決定する。
- 損壊家屋の数が膨大である場合には、必要に応じて委託による実施を検討する。
- ・ 石綿を含む建材等の使用が懸念される損壊家屋等は、撤去及び解体を行う前に専門 機関により分析調査等を行い、必要な石綿対策を講じる。

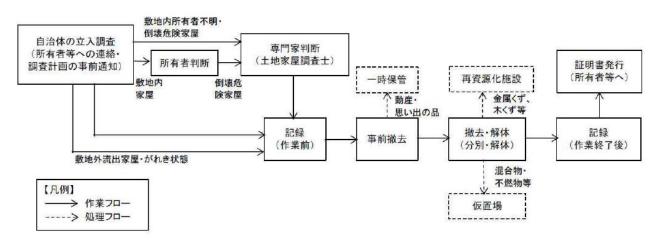


図 11 家屋解体に係る作業・処理フロー例

表 41 家屋解体の方法

実施方法	概要
町の発注による解体	対象家屋について、所有者の意思を確認した上で、町が発
判の発住による解体	注し解体・撤去工事を行うもの。
	町による対象家屋の撤去開始前において、既に当該宅地の
費用償還	所有者等が自らの宅地内の家屋の撤去に着手し、又は終了
	した場合に、撤去費用を償還するもの。

10 思い出の品

災害廃棄物を処理する過程では、思い出の品や貴重品を取り扱う場合が想定される。思い出の品や貴重品については、被災住民の心情に配慮した対応が求められる。

(平時)

・ 思い出の品や貴重品の範囲等について整理し、取扱い方法を検討する。

(災害時)

- ・ 被災現場において思い出の品が発見された場合は、一定期間町で管理するとともに、 住民へ周知し可能な限り持ち主へ返却する。
- ・ 被災現場において貴重品が発見された場合は、警察へ届け出る等、関係機関と連携 して対応する。

表 42 思い出の品・貴重品の取扱い例

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品(財布、通帳、印 鑑、貴金属)等		
持主の確認	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認		
回収	災害廃棄物の撤去現場や損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)現場 で発見された場合はその都度回収する。又は住民・ボランティアの持 込みによって回収する。		
保管	泥や土が付着している場合は洗浄して保管		
運営	地元雇用やボランティアの協力		
返却	基本は面会引き渡しとし、本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可		

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)

11 住民対応

(1)相談窓口の設置等

発災時には、被災者及び全国の方などから様々な相談、問い合わせが想定されることから、問い合わせに対応できる体制を速やかに整備する必要がある。

(平時)

・ 災害時の相談窓口のあり方及び情報管理体制等を検討する。

(災害時)

災害廃棄物に関する相談窓口を速やかに設置する。

(2) 住民等への広報

災害後には、災害廃棄物に関わる混乱を避けるため、必要な情報を速やかかつ確実に発信する必要がある。

(平時)

- 次の事項について住民の理解を得るよう日頃から啓発等を継続的に実施する。
 - ① 仮置場への搬入に際しての分別方法
 - ② 腐敗性廃棄物等の排出方法
 - ③ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止
- ・ 関係部局と連携し、災害時の住民への周知の方法を検討する。

(災害時)

- 災害廃棄物の以下の内容について速やかに広報する。
 - ① 災害廃棄物の収集方法(戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等)
 - ② 収集時期及び収集期間
 - ③ 住民が持込みできる集積場(場所によって集積するものが異なる場合はその 種類を記載)
 - ④ 仮置場の場所及び設置状況
 - ⑤ ボランティア支援依頼窓口
 - ⑥ 市区町村への問合せ窓口
 - ⑦ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- ・ 広報は、町ホームページへの掲載の他、避難所への掲示、広報誌への掲載、防災 無線、広報車等により行う。
- 便乗ごみや不法投棄の発生抑止について周知を行うとともに対策を講じる。

12 国庫補助制度の活用

環境省では、災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際 の復旧に対して、財政的な支援を行っている。

災害廃棄物対策においては、これらの国庫補助制度の活用を前提とし、平時から国庫補助制度に係る情報を収集し制度活用にあたっての留意事項等を把握するとともに、発災後には国及び県と連携して必要な手続を行うものとする。

表 43 災害等廃棄物処理事業費補助金

目的	災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要す		
	る費用に対する補助。		
事業主体	市町村(一部事務組合を含む)		
	市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要と		
	される以下の事業。		
₩ <i>6</i> 5	・廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業		
対象	・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業		
	・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分		
	に係る事業(災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの)		
補助率	1 / 2		
7 0 114	本補助金の補助裏分に対して、8割を限度として特別地方交付税が充当。		
その他	※事業主体の実質的負担額は、事業費の1割強程度となる。		

出典:環境省ホームページ

表 44 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

目的	地方公共団体等が行う災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽(市町村整備推進事業)、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及び PCB 廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する補助。
事業主体	都道府県、市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社
対象	次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。 1一般廃棄物処理施設、2浄化槽(市町村整備推進事業)、3産業廃棄物処理施設、4広域廃棄物埋立処分場、5PCB廃棄物処理施設
補助率	1/2
その他	本補助金の補助裏分に対して、一部、普通交付税が充当。

出典:環境省ホームページ

1 人材育成・訓練

本計画の実効性を高めるため、平時から職員を対象とした防災訓練や机上訓練等を継続的に実施するとともに、県や国が開催する講習会や訓練に参加すること等を通じ、災害廃棄物対策を担う人材の育成を図る。

また、災害が発生した場合には、時期区分(初動、応急対応、復旧段階、復興段階等) 毎に振り返りを行うとともに、発生量、発生原単位、処理経費等の災害廃棄物処理に係 るデータ整理を行い、記録誌等として取りまとめることで、災害対応の伝承を図る。

2 計画の見直し

に基づく見直し

本計画が災害時に有効に機能するよう、地域防災計画や一般廃棄物処理計画の改訂、 国指針や県計画の改訂及び国内における災害対応事例等を踏まえ、適宜見直しを行う。 また、対象とする災害が発生した場合には、本計画の内容と実際の対応を検証し、必 要に応じて計画の見直しを行う。

実施時期 分類 改善・見直し例 教育・訓練等に 教育・訓練等を通じた点検結果を踏まえ、事前検討事項の 訓練等 伴う改善 実施後 見直しを行う。 関連計画の記載内容に合わせて、事前検討事項の見直しを 改定時 関連計画の改定 行う。 人事異動に伴う担当者の変更や、庁舎移動に伴う連絡先の 関係連絡先の 更新時 更新 変更に応じて更新を行う。 災害支援協定の 新たな災害支援協定の締結や、協定内容の見直しに応じて 締結時 追加・見直し 災害支援協定リストの見直しを行う。 見直し時 仮置場候補地の 選定した仮置場候補地が別の用途利用により仮置場とし 年1回 状況変化 て活用できなくなった場合は、代替地を選定する。

被災・支援経験|被災経験(災害時に作成する活動記録等を参考)や他市区

表 45 計画の見直し例

出典:災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き(令和3年3月 環境省)

町村の支援経験を踏まえ、事前検討事項の見直しを行う。

適時

参考 1 発災後の災害廃棄物の発生量の推計

災害が発生した場合、以下の式により災害廃棄物の発生量の推計を行う。なお、発生量は、被災状況や時間経過等に応じて適宜見直しを図る。

津波堆積物の発生量(t) = 津波浸水面積(㎡)× 発生原単位(O.O24t/㎡)

水害による災害廃棄物発生量(t) = 被害家屋棟数(棟)×発生源単位(2 t/棟) 被害家屋棟数:全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の被害を受けた全家屋棟数 ※ 本推計式は初動時に概数を把握するものであり、その後は以下の式を使用する。

災害廃棄物の発生量(t) = 被害区分ごとの棟数(棟) × 発生原単位(t/棟)

- 発※1 単純に建物1棟の解体に伴う発生量を表すものではなく、推計対象地域における 片付けごみや住宅・非住宅建物、道路等のインフラ施設系の災害廃棄物が含む。
 - ※2 火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量は、設定した全壊の発生原単位と火災焼失に伴う建物の減量率(木造の場合は34%、非木造の場合は16%)から算出する。

種類別の発生量(t) = 災害廃棄物発生量(t) × 種類別発生割合(%)

発生割合

	東日本大震災	平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨	平成 28 年熊本地震 家屋モデル解体(木造)
柱角材	4%	2.1%	18%
可燃物	16%	4.4%	1 %
不燃物	30%	70.5%	26%
コンクリートがら	43%	9.9%	51%
金属くず	3%	0.6%	1 %
その他	4%	0.6%	3%
土砂	_	12.0%	_

出典: 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2 (環境省 平成 31年4月1日改定) 災害廃棄物対策指針 初版 技術資料 2-9 (環境省 平成 17年6月)

参考2 仮置場必要面積の推計

災害が発生した場合、以下の式により災害廃棄物仮置場の必要面積の推計を行う。なお、 必要面積は、被災状況や時間経過等に応じて適宜見直しを図る。

必要面積 = 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1+作業スペース割合)

集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量*1

処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

見かけ比重: 可燃物0.4 (t/m^3)、不燃物 1.1 (t/m^3)

積み上げ高さ: 5m以下(腐敗性廃棄物は2m以下)が望ましい

作業スペース割合: 0.8~1

※1 発災直後等に、安全側を見て最大値を把握する場合には、処理量をOとし、 集積量を災害廃棄物の発生推計量と同値とする。

出典:災害廃棄物対策指針 技術資料18-2 (環境省、平成31年4月1日改定)

参考3 廃棄物処理施設の処理可能量の試算

既存の廃棄物処理施設を最大限活用して災害廃棄物を処理しようとした場合の、焼却施設及び最終処分場における処理が可能な災害廃棄物の量は、以下の式により試算する。 なお、実際の処理にあたっては、施設の受入体制や施設の状況等を踏まえて対応する。

焼却可能量 = 年間処理実績 × 分担率 × 被災による影響(1年目のみ)

分担率: 0.2^{*1}

被災による影響: 0.79*2

- ※1 技術資料14-4表6における処理可能量試算のシナリオのうち、災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオの最大値を採用
- ※2 技術資料14-4表5における、被災地域における一般廃棄物焼却処理施設への影響のうち、最大の影響率(被災後1年間処理能力が21%低下)を採用

埋立処分可能量 = 年間埋立実績(残余年数10年未満の施設を除外)× 分担率

分担率: 0.4^{※3}

※3 技術資料14-4表7における処理可能量試算のシナリオのうち、災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオの最大値を採用

出典:災害廃棄物対策指針 技術資料14-4(環境省 平成31年4月1日改定)

参考4 発災後の片付けごみの発生量の推計

災害が発生した場合、以下の式により片付けごみの発生量の推計を行う。なお、発生量は、被災状況や時間経過等に応じて適宜見直しを図る。

片付けごみ発生量(t) = 被災世帯数(世帯)× 発生原単位(t/世帯)

発生原単位: 0.2~0.5 t/世帯

出典:「災害廃棄物発生量の推計精度向上のための方策検討」(環境省 平成 29 年度

第2回災害廃棄物対策推進検討会 資料1-1別添)

参考5 発災後の避難所ごみの発生量の推計

災害が発生した場合、以下の式により片付けごみの発生量の推計を行う。なお、発生量は、被災状況や時間経過等に応じて適宜見直しを図る。

避難所ごみ発生量(t) = 発生原単位(g/人・日)× 避難者数(人)

避難所ごみの発生原単位

平常時の1人1日あたり生活ごみの排出量(収集実績等により算出)

出典:災害廃棄物対策指針 技術資料14-3(環境省 令和2年3月31日改定)

参考6 発災後の仮設トイレ等の必要基数の推計

災害が発生し避難所が開設された場合、以下の式により仮設トイレ等の必要基数の推計 を行う。なお、必要基数は、被災状況や時間経過等に応じて適宜見直しを図る。

避難所のし尿発生量	$A = B \times C$	A:避難所におけるし尿発生推 計量(L/日)
		B:仮設トイレ必要人数(避難所 避難者)(人)
		C:1人1 日当たりし尿排出量 1.7(L/人・日)
避難所の仮設トイレ	$D = B \div E$	D:仮設トイレ必要基数(基)
必要基数	$E = F \div C \div H$	E:仮設トイレ設置目安(人/基)
		F:仮設トイレの平均的容量4 OO(L)
		H:収集計画 3(日/回)

出典:宮城県災害廃棄物処理計画(宮城県 平成29年8月)

出典:災害廃棄物対策指針 技術資料14-3(環境省 令和2年3月31日改定)